

# 令和7年司法試験予備試験 短答式試験問題集〔憲法・行政法〕

## 受験上の注意事項

- 1 試験場及び試験室内では、司法試験委員会、試験監督員及び施設関係者の指示に従ってください。
- 2 試験監督員から試験開始の合図があるまで、この試験問題集を開くことを禁じます。
- 3 携帯電話、スマートウォッチ等の全ての電子機器類及び音響機器は、必ず電源を切ってかばんの中にしまってください。
- 4 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 5 受験票、受験番号シール（バーコード）、時計（スマートウォッチ等のウェアラブル端末及び同端末ではないと外形上容易に判別できないものは不可）又はストップウォッチ（アラーム等音の出る機能の使用は不可）及び指定の筆記具（ラインマーカー、色ペン、色鉛筆及びシャープペンシルを含む。）以外のもの（定規、付箋、筆記具入れ等）は机上又は机の中に置かずに必ずかばんの中にしまってください。  
なお、受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、試験監督員が見やすい位置に置いてください。
- 6 試験開始の合図により、封かんシールを破って試験を始め、試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、試験監督員の指示を待ってください。
- 7 この試験問題集は、憲法・行政法の問題計24題（第1問から第24問まで）を掲載したもので、1ページから14ページまであります。  
※ 憲法 2ページから 7ページ  
行政法 8ページから14ページ  
試験開始の合図の後、初めにページを調べて、落丁や印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、試験監督員に申し出てください。
- 8 問題には、解答の個数の指定がある場合にはその個数、個数の指定がない場合には一つ、必ず正しい答えがあります。  
解答は、答案用紙の該当する解答欄の番号に鉛筆（B又はHB）でマークしてください。
- 9 問題内容に関する質問には一切応じません。
- 10 試験時間は午後零時から午後1時までの1時間です。  
なお、試験時間終了前に答案用紙を提出して受験を終了することはできません。
- 11 試験時間中の体調不良、やむを得ずトイレに行く必要がある等の場合には黙って手を挙げ、試験監督員の指示に従ってください。無断で席を立ったり、携帯電話等の不要物を携帯することは禁止します。
- 12 この試験問題集は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 13 不正の手段によって試験を受け、若しくは受けようとした者又は司法試験法若しくは司法試験法施行規則に違反した者に対しては、試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により5年以内の期間を定めて司法試験若しくは司法試験予備試験を受けることができないものとすることがあります。

## 司法試験委員会

受験番号	氏名



短答式試験問題集  
[憲法・行政法]

**【憲法】**

**【第1問】**（配点：3）

「公共の福祉」に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の批判となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に **【No. 1】** から **【No. 3】**）

- ア. a. 憲法第12条・第13条の「公共の福祉」は、人権の外にあって、それを制約することのできる一般的な原理であり、憲法第22条・第29条が「公共の福祉」を掲げたことに特別な意味はない。
- b. 「公共の福祉」を「公益」や「公共の安寧秩序」と言い換えたところで、極めて抽象的な概念であることは変わらないので、結果として、「公共の福祉」が明治憲法下の法律の留保のような機能を実質的に果たすおそれがある。 **【No. 1】**
- イ. a. 憲法第22条・第29条の「公共の福祉」は経済的・社会的な政策的な人権制約の根拠となるが、憲法第12条・第13条の「公共の福祉」はそのような制約の根拠とはならず、人権の内在的制約のみを意味する。
- b. 憲法第12条・第13条を倫理的・訓示的規定として解釈すると、新しい人権を基礎付ける包括的な人権条項として憲法第13条を活用することができなくなる。 **【No. 2】**
- ウ. a. 「公共の福祉」とは人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、この意味での「公共の福祉」は、憲法規定にかかわらず全ての人権に論理必然的に内在している。
- b. 人権に対する制約を全て人権の内在的制約として説明する考え方は、論理的に殺人の自由や強盗の自由をも一旦憲法の保障する人権に含めた上で、その制約の可否を議論することになるので、人権に関する一般的な理解や説明と整合しない。 **【No. 3】**

**【第2問】**（配点：2）

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、 **【No. 4】**）

- ア. 本邦に在留する外国人で、在留期間の更新又は変更を受けずに在留期間を経過して本邦に残留する者（不法残留者）を生活保護法による保護の対象としないことは、外国人を日本人と区別して取り扱うもので、憲法第14条第1項に違反する。
- イ. 女性についてのみ前婚の解消又は取消の日から一定期間、再婚を禁止することは、再婚をする際の要件に関し男性と女性とを区別するものであるから、女性についてのみ再婚禁止期間を設けること自体が、憲法第14条第1項に違反する。
- ウ. 尊属に対する尊重報恩は、旧家族制度的倫理観に基づくもので合理的とはいえないから、子が親を殺害した殺人事件において、被害者が尊属であることを犯情の一つとして具体的事件の量刑上重視することは、憲法第14条第1項に違反する。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第3問】（配点：2）

次の対話は、政教分離に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No. 5】）

教授．憲法第20条第1項の「宗教団体」、憲法第89条前段の「宗教上の組織若しくは団体」の意味について、最高裁判所はどう解していますか。

ア．これらは同義であり、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体と解しています。

教授．では、神社に対する玉串料としての県による公金支出が問題となった事案では、最高裁判所は、これが憲法第20条第3項の「宗教的活動」に当たるか否かについて、どのような判断をしましたか。

イ．靖国神社及び護国神社が挙行した例大祭等への玉串料等の奉納は、県が特定の宗教団体の挙行する重要な宗教上の祭祀に関わり合いを持ったことは否定できないが、遺族援護行政の一環として、戦没者の慰霊及び遺族の慰謝という世俗的な目的で行われた社会的儀礼にすぎないものであるから、宗教的活動には当たらないと判断しました。

教授．市が市有地を無償で宗教的施設の敷地としての利用に供している行為について、憲法第89条違反が問題となった事案では、最高裁判所はどのような判断をしましたか。

ウ．宗教的施設への市有地の利用提供行為は、市が特定の宗教上の組織との間にのみ意識的に特別の関わり合いを持つものであり、一般人に対し市が特定の宗教に特別の便宜を与えているとの印象をもたらすものであるから、その行為の目的及び効果に鑑み、憲法第89条に違反すると判断しました。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第4問】（配点：3）

表現の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No. 6】から【No. 8】）

ア．憲法第21条第2項前段にいう「検閲」とは、公権力が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す。【No. 6】

イ．表現物に対する税関検査は、表現の事前規制たる側面を有するものの、検査対象となる表現物は、一般に、国外においては既に発表済みで、輸入が禁止されるだけで、発表の機会が全面的に奪われてしまうものでもなく、また、税関は特に思想内容等を対象として規制することを独自の使命とするものではないから、憲法第21条第2項前段にいう「検閲」には当たらない。【No. 7】

ウ．公立図書館において、図書館資料の選択は職員の専門的な判断に委ねられており、職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由に廃棄したとしても、当該著作者はその思想、意見等をその著作物によって公衆に伝達する機会を完全に奪われたわけではないから、その廃棄行為は国家賠償法上違法とはならない。【No. 8】

**【第5問】**（配点：2）

旭川学力テスト事件判決（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決、刑集30巻5号615頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、**【No. 9】**）

ア．親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの教育に対する一定の支配権を有すると認められるが、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等、学校外の教育において現れるものの、そこに学校選択の自由は含まれない。

イ．普通教育における教師は、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法について完全に自由な裁量を有する。

ウ．国は、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施し得る者として、憲法上、子ども自身の利益の擁護等のため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容につき決定する権能を有する。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

**【第6問】**（配点：3）

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に **【No. 10】** から **【No. 12】**）

ア．憲法第28条に規定される労働基本権は、憲法第25条の生存権の保障を基本理念として、勤労者に対して人間に値する生存を保障すべきものとする見地に立ち、憲法第27条の定める勤労の権利及び勤労条件に関する基準の法定の保障とあいまって、勤労者の経済的地位の向上のための手段として、団結権、団体交渉権、争議権等を保障しようとするものであって、社会権的性質を有する権利であり、自由権としての側面はない。 **【No. 10】**

イ．基本的人権の規定は、公権力との関係で国民の権利・自由を保護するものであると考えられており、労働基本権も、国家との関係での権利保障が本質であって、使用者対労働者という関係においては、私法の一般規定に憲法第28条の趣旨を取り込んで解釈・適用することによって間接的に適用され、その結果、正当な争議行為に対する損害賠償からの民事免責が認められる。 **【No. 11】**

ウ．全農林警職法事件判決（最高裁判所昭和48年4月25日大法廷判決、刑集27巻4号547頁）は、争議行為を禁止し、そのあおり行為を処罰の対象としていた国家公務員法に関し、公務員が行う争議行為を違法性の有無及び強弱によって区別し、違法性の強い争議行為を、違法性の強い又は社会的許容性のない行為によりあおるなどした場合に限って刑事制裁を科すべき趣旨であると解釈することについて、犯罪構成要件の明確性を要請する憲法第31条に違反する疑いがあることなどを理由として、否定している。 **【No. 12】**

**【第7問】**（配点：3）

憲法の意味や分類に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に **【No. 13】** から **【No. 15】** ）

- ア. a. 日本国憲法は、形式的意味での憲法に該当する。  
b. 日本国憲法は、権力分立や権利保障に関する諸規定を有している。 **【No. 13】**
- イ. a. 日本国憲法は、立憲的意味の憲法あるいは近代的意味の憲法に該当する。  
b. 日本国憲法の下には、国会が制定する皇室典範、国会法、内閣法、公職選挙法といった憲法附属法が存在している。 **【No. 14】**
- ウ. a. 日本国憲法は、硬性憲法に該当する。  
b. 日本国憲法第96条第1項前段は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定する。 **【No. 15】**

**【第8問】**（配点：3）

主権に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の批判となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に **【No. 16】** から **【No. 18】** ）

- ア. a. 国民主権に基づく憲法において、独裁制を規定することは可能である。  
b. 国民主権とは、国家権力の正当性の根拠は国民にあるとする原理である。 **【No. 16】**
- イ. a. 国民主権原理にいう「国民」とは、観念的抽象的に想定される全国民という統一体のことである。  
b. 国民主権原理は、代表民主制の下でも、直接民主制的制度をできる限り求める原理と捉えるべきである。 **【No. 17】**
- ウ. a. 日本国憲法制定に先立ち、日本によるポツダム宣言の受諾により主権の所在が天皇から国民へと変更され、法的意味での革命があったとみることができる。  
b. 憲法改正には限界があり、主権の所在等の基本原理は憲法改正手続では変更できないと解釈すべきである。 **【No. 18】**

**【第9問】**（配点：3）

皇室の財産に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に **【No. 19】** から **【No. 21】**）

ア．皇室の財産授受は国会の議決に基づかなければならないと定めている憲法第8条の趣旨に照らすと、外国交際のための儀礼上の贈答に係る授受については、その度ごとに国会の議決を経る必要はない。 **【No. 19】**

イ．憲法第88条前段は、全て皇室財産は国に属すると規定しており、この「皇室財産」とは天皇及び皇族の財産を意味しているため、天皇及び皇族が私有財産を保有することは認められない。 **【No. 20】**

ウ．憲法第88条後段では、全て皇室の費用は国会の議決を経なければならぬと規定されているが、その議決の方法については規定されていないため、参議院が、衆議院よりも先に、皇室の費用について審議することも許される。 **【No. 21】**

**【第10問】**（配点：2）

選挙権及び選挙制度に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、 **【No. 22】**）

ア．最高裁判所は、国民の選挙権行使の制限は原則として許されず、国には、国民が選挙権を行使できない場合、そのような制限なしには選挙の公正の確保に留意しつつ選挙権行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難でない限り、選挙権行使を可能にするための所要の措置を執るべき責務があるというべきであり、このことは、精神的原因によって投票所に行くことが困難な有権者の選挙権についても当てはまるとした。

イ．最高裁判所は、政見放送は民主政治の根幹をなす政治上の表現の自由に基づくものであり、いかなる政見放送であってもそのまま放送されるべきであるから、放送事業者が政見放送において用いられた差別的言動を削除したことは、当然に不法行為法上、法的利益の侵害に当たるとした。

ウ．最高裁判所は、1人別枠方式の意義は、衆議院議員選挙制度の変更に伴い、国政における安定性、連続性の確保を図るための暫定的な措置であるということにあると解されるから、その合理性には時間的な限界があり、新しい選挙制度である小選挙区比例代表並立制が定着し、安定した運用がされるようになった段階ではその合理性が失われるとした。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第11問】（配点：2）

衆議院の解散に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No. 23】）

ア．衆議院が解散決議をして自律的に解散することはできないとする見解は、自律的解散を認めると、衆議院の多数派の意思によって少数派の議員たる地位を奪うことが可能になることや、自律的解散について憲法に明文の規定がないことをその根拠としている。

イ．衆議院の解散に係る天皇の国事行為を定める憲法第7条第3号に、内閣の衆議院解散権の根拠を求める見解に対しては、最初から形式的行為にすぎない天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認を、衆議院解散の実質的決定権の根拠とすることはできないとの批判がある。

ウ．最高裁判所は、衆議院の解散は憲法第81条にいう「処分」であって、裁判所の違憲審査の対象となるが、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であるから、その法律上の有効無効を審査することは裁判所の権限の外にあるものとした。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第12問】（配点：2）

次の対話は、地方自治に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No. 24】）

教授．憲法は、国会が国権の最高機関であることを定めるとともに、内閣総理大臣は国会議員の中から選出され、国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならないと定めていますが、地方公共団体における議会と首長の関係はどのようなものですか。

ア．地方公共団体においては、議会の議員だけでなく、首長も住民による直接選挙によって選出され、法律上、議会の議員と首長との兼職が禁止されています。また、国会が国権の最高機関であるのと異なり、地方公共団体においては、議会が自治権の最高機関たる地位にあるものではありません。

教授．同じく国会と内閣の関係に関し、憲法は、内閣が衆議院を解散できると定めていますが、この点につき、地方公共団体における議会と首長の関係ではどうですか。

イ．法律上、地方公共団体では、首長も住民による直接選挙によって選出され、議会と首長は独立対等の関係とされていますので、首長に議会の解散権は認められていません。

教授．議員の地位に関し、国会議員には、憲法上、発言・表決に対する免責特権と会期中の不逮捕特権が保障されており、その地位が厚く保護されていますが、この点につき、地方公共団体の議会の議員はどうですか。

ウ．地方公共団体の議会の議員は、憲法上、免責特権も不逮捕特権も保障されておらず、法律上、住民による解職請求が認められています。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

**【行政法】**

**【第13問】**（配点：3）

行政行為に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に

**【No.25】** から **【No.28】** ）

ア．行政行為は、その要件が充足され、行政庁が意思決定をして、これを表示することによって成立し、同時にその効力が発生する。 **【No.25】**

イ．授益的な行政行為の職権取消しは、私人が既に有している権利や法的地位を変動させる行政行為であるから、これを行う場合には、取消しを認める旨の法律上の明文の規定が必要である。

**【No.26】**

ウ．行政行為の附款は、法律で規定された事項以外の内容を付加して、行政行為の効果を制限したり、特別な義務を課したりするものであるが、附款を付し得ることが法律に明記されていない場合であっても、法律が当該行政行為について裁量を認めている場合には、その範囲内で附款を付すことができる。 **【No.27】**

エ．行政庁は、行政行為が当初から不当であっても、違法ではない場合には、職権取消しを適法に行うことはできない。 **【No.28】**

**【第14問】**（配点：2）

行政手続法上の不利益処分に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、

**【No.29】**）

ア．申請により求められた許認可等を拒否する処分は、行政手続法上の不利益処分には当たらない。

イ．原子炉設置許可により原子炉が設置されると、原子炉事故が起こったときに原子炉施設の周辺住民はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるから、原子炉設置許可は行政手続法上の不利益処分に当たる。

ウ．単一の許認可等を複数の者が申請するいわゆる競願関係においては、競願者Aに対する許可処分は、他の競願者Bとの関係では行政手続法上の不利益処分に当たる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第15問】（配点：3）

行政裁量に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからエまでの【 】内の各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.30】から【No.33】）

教員：行政裁量とは何ですか。

学生：立法者が行政機関に対して認めた判断の余地のことです。

教員：行政庁の裁量処分について、行政内部で裁量権行使の基準、つまり裁量基準を設けることがあります。そのことに関し、行政手続法にはどのような定めがありますか。

学生：（ア）【申請に対する処分については、審査基準の設定及び公表が努力義務とされ、不利益処分については、処分基準の設定及び公表が義務付けられています。】【No.30】

教員：では、処分が裁量基準に違背してされた場合、その処分は違法となりますか。

学生：裁量基準は、飽くまで行政の内部基準にすぎず、法規としての性質を有しないことから、（イ）【処分が裁量基準に違背してされたとしても、当然に違法となるものではありません。】【No.31】

教員：逆に、裁量基準に従ってされた処分が違法と判断されることはありますか。

学生：例えば、（ウ）【個別の事情を考慮することなく、裁量基準を機械的に適用して処分がされた場合には、その処分は違法と判断されることがあります。】【No.32】

教員：ところで、行政事件訴訟と行政不服審査とで、裁量処分の審査の在り方に違いはありますか。

学生：行政事件訴訟と異なり、（エ）【行政不服審査においては、裁量権の範囲内の当不当の問題についても審査することができます。】【No.33】

【第16問】（配点：2）

行政指導に関する次のアからウまでの各記述について、行政手続法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.34】）

ア. 地方公共団体は、行政指導に関する手続について、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

イ. 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方以外の利害関係人から、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

ウ. 行政手続法第32条第2項は、行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないと定めているが、法律上、相手方が行政指導に協力しないときに氏名等の公表を行うことができる旨の規定が存在する場合に、行政指導に協力しなかった相手方の氏名等の公表を行ったとしても、同項違反の問題は生じない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

**【第17問】**（配点：3）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）及びその適用に関する次のアからエまでの各記述について、同法又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に **【No.35】** から **【No.38】**）

ア．情報公開法第5条第1号が不開示情報として規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの」には、開示請求者自身を識別することができる情報も含まれる。 **【No.35】**

イ．行政機関の長は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている行政文書を情報公開法第7条の規定により開示しようとするときは、その裁量により、所在の判明している第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 **【No.36】**

ウ．行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合であっても、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されており、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 **【No.37】**

エ．開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、被告が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していなかったことについて主張立証責任を負う。 **【No.38】**

**（参照条文）情報公開法**

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第5条第1号の2に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【第18問】（配点：2）

処分性に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.39】）

ア．出生した子につき住民票の記載を求める親からの申出に対し市町村長がした当該記載をしない旨の応答には、処分性が認められない。

イ．出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間の更新申請に対し法務大臣がした当該申請を拒否する旨の応答には、処分性が認められない。

ウ．私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第45条第1項に基づく措置要求に対し公正取引委員会がした当該要求に応じない旨の応答には、処分性が認められない。

**（参照条文）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律**

第45条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

3 第1項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適切な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

4 （略）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

**【第19問】**（配点：2）

原告適格に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、**【No.40】**）

ア．医療法（平成18年法律第84号による改正前のもの）に基づく病院の開設許可処分について、当該開設許可処分によって都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画が定める基準病床数を超過する結果となったとしても、当該病院の開設地の付近において医療施設を開設する医療法人には、当該開設許可処分の取消しを求める原告適格は認められない。

イ．里道の用途廃止処分について、里道は近隣住民に個別具体的な利益をもたらすものではないから、その用途廃止により当該住民の生活に著しい支障が生じるとしても、当該住民には当該廃止処分の取消しを求める原告適格は認められない。

ウ．滞納者と他の者との共有に係る不動産につき滞納者の持分が国税徴収法に基づいて差押えを受けた場合、当該不動産の他の共有者には、当該差押処分の法的効果による権利の制限を受けるとしても、当該差押処分の取消しを求める原告適格は認められない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

**【第20問】**（配点：3）

抗告訴訟における判決に関する次のアからエまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に**【No.41】**から**【No.44】**）

ア．処分の取消しの訴えといわゆる申請型義務付けの訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないでなければならないが、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、処分の取消しの訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、処分の取消しの訴えについてのみ終局判決をすることができる。**【No.41】**

イ．申請を認容した処分につき第三者が取消しを求める訴えを提起し、同処分が判決により手続に違法があることを理由として取り消されたときは、その処分をした行政庁は、判決の趣旨に従い、違法とされた手続を改めて履践した上で、申請を認容する処分をしなければならない。**【No.42】**

ウ．処分の取消しの訴えにおいて、処分が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとして、裁判所が、処分が違法であることを宣言し、請求を棄却する旨の判決をしたときは、原告及び被告のいずれも控訴することができる。**【No.43】**

エ．処分の取消しの訴えにおいて、請求を棄却する判決が確定した場合、当該判決は、第三者に対しても効力を有する。**【No.44】**

**【第21問】**（配点：3）

抗告訴訟に関する次のアからエまでの各記述について、行政事件訴訟法（以下「法」という。）又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に **【No.45】** から **【No.48】**）

- ア．法第3条第6項第1号の義務付けの訴え（いわゆる非申請型義務付けの訴え）は、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、適法に提起することができる。 **【No.45】**
- イ．法第3条第6項第2号の義務付けの訴え（いわゆる申請型義務付けの訴え）は、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、適法に提起することができる。 **【No.46】**
- ウ．自衛隊機の運航の差止めを求める訴えについては、法第3条第7項の差止めの訴えの対象となる「一定の処分」を観念することができないから、無名抗告訴訟として適法とされる余地があるかどうかはともかく、同項の差止めの訴えとしては不適法である。 **【No.47】**
- エ．将来の不利益処分の予防を目的として当該処分の前提となる公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟は、法第3条第7項の差止めの訴えの訴訟要件である「行政庁によって一定の処分がされる蓋然性があること」を満たさない場合には、不適法である。 **【No.48】**

**【第22問】**（配点：2）

行政事件訴訟法上の仮の救済に関する次のアからウまでの各記述について、同法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、 **【No.49】**）

- ア．仮の義務付けの決定が、当該決定に対する即時抗告についての裁判により取り消されたときは、行政庁が当該決定に基づいてした処分は、当然にその効力を失うから、当該行政庁は、当該処分を取り消す必要はない。
- イ．裁判所は、仮の差止めの決定前に仮の差止めの申立人の意見を聴いているから、事情変更による仮の差止めの決定の取消決定をする場合、仮の差止めの申立人の意見を改めて聴く必要はない。
- ウ．裁判所は、本案について理由があるとみえるときでなければ、仮の義務付けの決定をすることができない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第23問】（配点：3）

国家賠償に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に

【No.50】から【No.53】）

- ア．市区町村長が弁護士法第23条の2に基づく照会に応じて前科及び犯罪経歴を報告することは、国家賠償法第1条第1項にいう「公権力の行使」に該当しない。【No.50】
- イ．国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたときは、その公務員も損害を被った者に対する直接の賠償責任を負う。【No.51】
- ウ．行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするには、あらかじめ当該処分について取消し又は無効等確認の判決を得るか、当該処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを併合して提起することを要する。【No.52】
- エ．市議会議員が議会内における一般質問の際に行った発言は、その発言内容にかかわらず、国家賠償法第1条第1項にいう「その職務を行うについて」されたものに該当する。【No.53】

【第24問】（配点：2）

行政不服審査法に関する次のアからウまでの各記述について、同法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、

【No.54】）

- ア．行政庁の処分につき、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分に不服がある者は、原則として、審査請求をする前に、再調査の請求をしなければならない。
- イ．処分についての審査請求書に審査請求の趣旨が記載されていない場合であっても、審査庁は、不備を補正すべきことを命じる義務を負わない。
- ウ．事実上の行為は審査請求の対象となる処分から除外されているので、事実上の行為についての審査請求は不適法である。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |